

住民税非課税・均等割のみ課税世帯の方へ

こども加算(児童1人あたり5万円)のご案内

物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給 します(国の地方創生臨時交付金活用事業)。

支給対象者

令和5年12月1日に洲本市に住民登録があり、①または②に該当した世帯で、 **支給対象児童を扶養**している世帯

- ① 「住民税非課税世帯への物価高騰重点支援給付金(7万円)」を受給した世帯
- ② 「住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰重点支援給付金(10万円)」を受給した世帯

対象児童

以下のいずれかに該当する児童

- ・ 令和 5 年12月 1 日において支給対象世帯と同一世帯となっている 1 8 歳以下 (平成17年 4 月 2 日以降生まれ)の児童
- ・令和5年12月2日以降に出生した新生児
- ・対象世帯とは別世帯だが扶養している18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童

支給手続き

①住民税非課税世帯への給付金 (7万円)

(申請期限:令和6年3月31日)

を受給した世帯

1

①②両方を受給することはできません。

②住民税均等割のみ課税世帯へ の給付金(10万円)

(申請期限:令和6年5月31日)

を受給した世帯

- ③世帯の中に令和5年1月2日 以降に**転入**した方がいる世帯
- ④令和5年12月2日以降に出生 した**新生児**を扶養する対象世帯
- ⑤対象世帯とは**別世帯**だが扶養している18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童

こども加算(児童1人あたり5万円) ①②と併給できます。

市から「支給のお知らせ」を

の支給口座へ振り込みます。

送付後、7万円、または10万円

手続き不要

※受給を希望しない場合、「辞退 届」を提出してください。

※「支給のお知らせ」に記載の口座 を変更される場合は、「口座変更 等届出書」を提出してください。

手続き 不要

申請が必要です

申請期限:令和6年5月31日(必着)

申請書・必要書類等、詳しくは 市ホームページをご覧ください。

対象とならない世帯

- ・世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯
- ・施設入所児童等、令和5年12月1日時点で扶養していない児童のみの世帯

お問合わせ 洲本市 健康福祉部 福祉課 「物価高騰重点支援給付金」 担当 TEL:0799-26-1166(受付時間 9:00~17:00(土日祝を除く))